

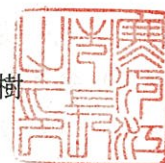
(様式第1号)

寒河江市簡易型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

寒河江市簡易型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

平成29年6月28日

寒河江市長 佐藤 洋 樹



1. 委託業務名

寒河江市立なか保育所移転建設事業設計業務委託

2. 委託事業の内容

(1) 寒河江市立なか保育所建設工事(保育所、駐車場、園庭、外構工事を含む)の基本設計及び実施設計

(2) 地質調査(ボーリング調査)

(3) 確認申請等手続き(申請手数料含む)

※ 本契約には工事監理業務については含めません。

3. 委託事業の実施期間

契約締結日の翌日から平成30年3月26日まで

4. 審査会場及び審査日時

○1次審査(書類審査)

(1) 審査会場 寒河江市役所会議室

(2) 審査日時 平成29年7月18日(火) 予定

○2次審査

(1) 審査会場 寒河江市役所会議室

(2) 審査日時 平成29年8月23日(水) 予定

5. 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすものとする。

(1) 寒河江市契約に関する規則第25条2項に定める指名競争入札有資格者名簿に登録されている者で、山形県内に本社若しくは支店、営業所を有すること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとします。

(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事

業所の登録を受けていること。

- (3) 管理技術者及び主任技術者として建築士法第2条に規定による一級建築士の資格を有する者を配置できること。
- (4) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規定（平成12年市告示第19号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (6) 政令167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの手続き中でないこと。
- (8) 平成9年4月1日以降、日本国内で竣工または実施設計が完了した同種業務^{※1}あるいは類似業務^{※2}の実績を有すること。

※1 同種業務とは、延床面積600㎡以上の公立の保育所の新築あるいは増築（既存部分+増築部分（保育室または遊戯室を含む増築に限る））における基本設計業務または実施設計業務をいう。

※2 類似業務とは、延床面積400㎡以上の私立の保育所あるいは幼稚園の新築または増築（既存部分+増築部分（保育室または遊戯室を含む増築に限る））における基本設計業務または実施設計業務をいう。

6. 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒991-0021 山形県寒河江市中央2番1号
ハートフルセンター1階 寒河江市役所 子育て推進課子ども支援係
TEL: 0237-86-2111（内線619）

(2) 参加申込等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり参加申込書等を提出すること。

- | | |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 平成29年6月28日（水）から平成29年7月14日（金）まで
（市の休日を除く。） |
| イ 受付時間 | 午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。） |
| ウ 受付場所 | (1)の担当課 |
| エ 受付方法 | 持参によるものとし、郵送等は受け付けません。 |

7. その他

- (1) 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とします。なお、提出された企画提案書は返却いたしません。また、複数の企画提案書は提出できないものとします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案を無効にするとともに、不利益処分

を行うことがあります。

- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。
- (4) 当該プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第9号）を手続き等に関する担当課等に提出するものとします。回答が必要と判断される事項については、一括して市のホームページに掲載します。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなします。
- (5) 詳細はプロポーザル実施要領によるものとします。
- (6) プロポーザルの選定方法は、プロポーザル審査委員会において選定することとし、審査結果は参加者全員に通知するものとします。なお、通知内容は選定者の決定ならびに通知相手方の点数とし、審査の過程については非公開とします。
- (7) 1次審査により選考された者は、実施要領に基づき技術提案書を期日までに提出するものとします。なお、2次審査は技術提案についてのヒアリング等を実施し、最も優れている提案者（受託候補者）1者と次点者1者を特定することとします。